

育児休業手当金請求(変更請求)書 (育児休業中支給分)

新規

共
済
受
付
印

《記入例》
11月8日生まれの子
1/6から11/30まで
育児休業を取得の場合

☒	新 規
☐	延 長
☐	短 縮
☐	再取得

※決定 伺	課	係

※決定額	円
------	---

組合員の組合員等 記号・番号 又は個人番号	〇〇 - 〇〇	所 属 機 関	名 称	〇〇〇市役所
組 合 員 氏 名	共 済 花 子		所 在 地	〇〇〇市〇〇〇〇
標 準 報 酬 の 等 級 及 び 月 額	260,000 円	育 児 休 業 手 当 金 の 請 求 期 間	令 和 〇 年 1 月 6 日 から	
育 児 休 業 に 係 る 子 の 生 年 月 日	令 和 〇 年 〇 月 〇 日		令 和 〇 年 11 月 7 日 まで	
育 児 休 業 の 初 日	令 和 〇 年 1 月 6 日	給 付 日 数	220	日
育 児 休 業 の 末 日	令 和 〇 年 11 月 30 日	請 求 金 額	1,561,370	円

育 児 休 業 手 当 金 支 給 期 間 延 長 事 由	1歳を超えて育児休業を 取得していても手当金の 新規の請求は最大1歳の 前日まで	添付書類 ○育児休業を承認する辞令の写し
	5 養育を予定していた配偶者の産前産後休業 6 本請求とは別の子に係る産前産後休業を 休業を終了した場合で、当該産前産後休 こととなったこと 7 介護休業を開始したことにより本請求に係 介護休業に係る対象家族が死亡もしくは 8 本請求とは別の子に係る新たな育児休業 児休業を終了した場合で、当該新たな育 ないこととなったこともしくは養子縁組等が成立しなかったこと	※パパママ育休制度の場合 (当該子が1歳2ヶ月に達するまでの間12ヶ月) ①育児休業を承認する辞令の写し ②配偶者氏名の確認書類 (住民票の写し等) ③配偶者の育児休業取扱通知書 又は育児休業を承認する辞令の写し

上記のとおり請求(変更請求)します。

沖縄県市町村職員共済組合理事長 殿

令和 〇 年 〇 月 〇 日

請 求 者

住 所 〇〇町〇〇〇〇

氏 名 共 済 花 子

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

所 属 所 長

職 名 〇〇〇市長

氏 名 〇〇 〇〇

- (備考) 1 育児休業(又は変更)に関する所属機関の長の証明書(辞令の写し)を添付してください。
2 育児休業手当金支給期間延長事由に該当の場合は、当該証明書を添付してください。
3 勤務しなかった期間に報酬が支払われた場合は、支払われた報酬についての所属機関の長又は
給与事務担当者の証明書を添付して下さい。
※欄は記入しないでください。

《記入例》

標準報酬月額: 26万円

請求期間: 1/6～11/7

【育児休業手当金計算書】

1 標準報酬月額 標準報酬日額

$$\underline{260,000} \text{ 円} \times 1/22 = \underline{11,820} \text{ 円 (A)}$$

(10円未満四捨五入)

2 育児休業手当金(日額)

標準報酬日額(A) × 給付(50/100)

*180日に達するまでは日額 × 給付(67/100)

$$\underline{11,820} \text{ 円} \times 67/100 \text{ (67\%支給)} = \underline{7,919} \text{ 円 (B)}$$

$$\underline{11,820} \text{ 円} \times 50/100 \text{ (50\%支給)} = \underline{5,910} \text{ 円 (B')}$$

(円未満切捨て)

給付上限相当額(毎年度8月頃に更新)

雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) × 30 × 50/100 × 1/22

※180日に達する日までは67

$$\underline{16,110} \text{ 円} \times 30 \times 67/100 \times 1/22 = \underline{14,718} \text{ 円 (C)}$$

$$\underline{16,110} \text{ 円} \times 30 \times 50/100 \times 1/22 = \underline{10,984} \text{ 円 (C')}$$

(円未満切捨て)

＜標準報酬月額50万円以上該当＞
全員共通で、毎年8月頃に変更

3 育児休業手当金総額 (どちらかに該当)

◎ B<Cの場合

※休業期間180日に達する日までの、土日を除く日数

・180日まで $\underline{7,919} \text{ 円} \times \underline{130} \text{ 日} = \underline{1,029,470} \text{ 円}$
給付日額(B) (給付日数) ※

・181日から $\underline{5,910} \text{ 円} \times \underline{90} \text{ 日} = \underline{531,900} \text{ 円}$
給付日額(B') (給付日数)

$$\underline{1,029,470} + \underline{531,900} = \underline{1,561,370} \text{ 円 (D)}$$

給付対象の日数は土日以外の祝日を含む日数

◎ B>Cの場合

※休業期間180日に達する日までの、土日を除く期間

$\underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{ 日} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円}$
給付日額(C) (給付日数) ※

$\underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{ 日} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円}$
給付日額(C') (給付日数)

$\underline{\hspace{2cm}} + \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円 (D)}$